

「平成30年度第1回旭川市保健所運営協議会」会議録

日 時	平成30年7月19日（木） 午後6時30分～午後8時35分	
場 所	旭川市第二庁舎 3階 問診指導室	
出席者	委員	山下会長 中川副会長 東委員 阿部委員 井下委員 岡崎委員 木下委員 佐川委員 嵯城委員 鈴木委員 武田委員 辻廣委員 三井委員 三戸委員 横井委員 計15名
	事務局 (保健所)	鈴木保健所長 永田地域保健担当部長 東田保健所次長 上林保健所次長 青木公衆衛生主幹 吉田医務薬務担当課長 五十嵐保健総務課主幹 南保健康推進課長 阿保保健指導課長 松田保健指導課主幹 尾崎衛生検査課主幹 三浦食肉衛生検査所長 伊藤健康推進係長 渡部保健予防係長 池田保健総務課長補佐 徳永企画調整係主査 三浦企画調整係員 宮城企画調整係員 計18名
会議の公開・非公開	公開	
傍聴者	なし	
会議資料	資料1 旭川市保健所条例（抜粋） 資料2 旭川市保健所運営協議会の会議の運営等について 資料3 初期救急医療体制（夜間、休日等の救急診療）における 診療時間の変更について 資料4 平成29年度旭川市医療安全支援センターの活動状況に ついて 資料5 ピロリ菌検査の導入等について 資料6 感染症の発生状況について 資料7 青・壮年期層の市民に対する健康づくり事業について （健康づくりプラス1推進事業） *別紙1：平成30年度 健康づくりプラス1推進事業 事業概要 *別紙2：健康づくりプラス1 メニューブック 資料8 旭川市旅館業法施行条例の一部改正について *別紙：民泊リーフレット（北海道作成） 資料9 平成29年度旭川市食品衛生監視指導計画実施結果につ いて *別紙：旭川市内における食中毒発生状況（平成29年度） 資料10 食肉検査の実施状況について	

議事内容等

発言趣旨

- 1 開 会
 - 2 委嘱状の交付
 - 3 保健所長挨拶
 - 4 議事
- (1)正副会長選出
保健所

最初に議事の1番目「正副会長選出」でございます。

旭川市保健所条例第7条第1項の規定により「協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。」こととなっております。

選出の方法ですが、どのようにいたしましょうか。

委 員

一任します。

保健所

ただいま、一任との声がありましたので、事務局案を御提案させていただきますよろしいでしょうか。

委 員

はい。

保健所

それでは、事務局から案を申し上げます。

保健所

事務局といたしましては、会長は一般社団法人旭川市医師会会長の山下委員に、副会長は旭川地方食品衛生協会会長の中川委員にお願いしたいと思っております。

保健所

ただいま事務局案をお示しましたが、よろしければ、皆様の拍手をもちまして御承認いただきたいと存じます。

委 員

(拍手)

保健所

ただいまの拍手をもちまして、御承認いただいたものとし、会長は山下委員に、副会長は中川委員に決定いたします。

それでは、山下会長、中川副会長には、正面の正副会長席にお移りいただきたいと存じます。

それでは、会長、副会長から一言ごあいさつをいただきます。

委 員

(会長あいさつ)

委 員

(副会長あいさつ)

保健所

ありがとうございました。

なお、この後の議事を進行いたします議長につきましては、条例には具体的な定めはございませんが、会長は会務を総理するとの規定がありますことから、会長に議長をお願いしたいと存じますが、皆様いかがでしょうか。

委員	はい。
保健所	<p>それでは、以降の議事につきましては、山下会長に議長をお願いすることといたします。</p> <p>それでは山下会長、議事の進行につきまして、よろしく願いいたします。</p>
議長	それでは、お手元の次第に従いまして、議事を続行いたします。(2)会議の運営等について、事務局から説明をお願いします。
(2)会議の運営等について	
保健所	(会議の運営等について説明)
議長	<p>ただいまの説明について、御意見、御質問等ありませんか。</p> <p>特にないようですので、本協議会の運営等につきましては、ただいまの説明のとおりといたします。</p>
(3)協議事項	
議長	それでは、議事の(3)協議事項「初期救急医療(夜間、休日等の救急診療)における診療時間の変更について」説明願います。
保健所	資料に基づき「初期救急医療(夜間、休日等の救急診療)における診療時間の変更について」を説明。
議長	ただいまの説明について、御意見・御質問等はありますか。
委員	<p>保健衛生年報のP94に平成24年度から平成28年度の休日・夜間等の初期救急医療の受診者数の記載がありますが、この中でコンビニ受診はどの程度ありますか。</p> <p>コンビニ受診を減らせば、もう少し良い考え方もあるのではないかと思いますので、分かれば教えてほしいのですが。</p>
議長	<p>医師会長の立場からお答えしますが、コンビニ受診という分け方では集計しておりません。</p> <p>ただ、小児科の例でいえば、小児科は数年前から準夜帯は市立病院で診療体制を確保していますが、当番医を行っていた医療機関では夜間に開業していた時期と比べると患者の数が減少してきているようです。</p> <p>その理由として、以前当番医として午後10時まで開院していた頃には、周辺の方が昼に受診せずに夜に受診することから、受診数が多かったということがあります。</p> <p>しかし準夜帯を市立病院で実施するとなると、必要だから市立病院へ受診に行くこととなり、通常は昼の時間帯に受診するということで、数字のずれが生じてきているようです。</p>

内科では、そのような数字はとったことはありませんが、やはり受診動態として、開院しているから行くということはあるようです。

委員

内科については、たぶん受診日に行けなくて、たまたま開院している医療機関を受診して、1～2日分薬をもらうのが、私はコンビニ受診と思っていたので、そのようなことは少ないということですね。

議長

薬でいえば、例えば規模の大きい病院が土日休みの時に、薬が必要とのことで、診療所を受診する場合があります。

また、週40時間労働の観点から、土曜日に開院した場合、平日の水曜日や木曜日の午後に休む医療機関が多くなっています。その場合1日待って次の日に受診すれば良いと思いますが、開院している別の医療機関を受診する場合があります。

あと一番大きい理由としては、平成26年に医師会で当番医の方々にアンケートを実施したのですが、3分の1の方が当番医を辞めたいとの回答でした。

その理由として、朝や日中から調子が悪いのに、休日午後6時ぎりぎりになって来院し診てほしいとのことがあり、しかもそういう方に限って点滴を希望するといったこともあります。その場合午後6時以降も看護師含めて対応することとなります。

その方に、次の時間帯の病院に行ってほしい旨のことをお願いしても、開院しているからここに来たのになぜ診ないのか、とトラブルになることも多いようで、そういったことが細部のストレスになり、嫌がって当番医を辞めたいとの回答になってきているようです。

そのため、今回は閉院時間を1時間繰り上げて受付時間として頂いています。そのため、午後5時までに来院頂ければ、そこから点滴しても何とか目途が立ってきます。また、午後5時から午後6時については、次の時間帯の病院にいて最初に受診すればそれほど遅れは生じないと思いますので、そういったことも含めて1時間の短縮をお願いしているところであります。

このような方策で何とか医師会会員に当番医を続けてもらうようにしたいと考えているところです。

また、診療を行わない時間帯について、他市の状況を調べてみますと、札幌市の場合休日で午後6時まで開院している医療機関もあるかもしれませんが、夜間は大通西19丁目に夜間急病センターがあり患者を引き受けております。

開始時刻は午後7時からとなっておりますが、札幌市内全域から急病センターに行くこととなりますので、あるいは昼間の時間帯で近くの医療機関で受診しているのかもしれませんが。

あの大都市でさえ、診療を行わない時間帯がありますので、できればこの案で御了承頂きたいと思います。

もちろんこの案件は、軽症患者におけることであり、中重症の場合には救急車を利用して2次救急病院に行ってもらえばと思います。

- 委員 資料3に、休日とは・・・年末年始・・・とありますが、旭川市役所の休みを年末年始としているのでしょうか。自治体によって1日休みが異なりますので、何月何日と日にちを明記した方が良いと思います。
- 議長 確かに、旭川市は12月29日まで開庁し1月4日まで休みとなっています。
- 委員 自治体によっては12月28日まで開庁し、1月4日が開庁日となっていますが、そういったことを踏まえた年末年始なのでしょうか。
- 保健所 確かに自治体によって、1日ずれる場合があります間違える可能性もありますので、明記していきたいと思います。
- 議長 医師会は12月29日から1月3日が年末年始の休みですので、29日から3日まで休みとする病院が多くなっています。
余談ですが、来年の春の10連休について、当番医への割り当てが大変で、ほぼ途中で開院することになるので、連休にならないとの声が出ています。
- 保健所 補足いたしますと、保健所事業計画19ページには急病対策事業の内容が掲載されており、そこには年末年始の期間が記載されていますので、このような明記していきたいと思います。
- 議長 他に御意見はありますか。
保健所のスケジュールでは、パブリックコメントを実施して、市民の方に周知をして頂いて進んでいくということですので、これで御了承頂きたいと思います。
これで議事(3)を終了します。
- (4)報告事項
議長 次に議事の(4)報告事項に進みたいと思います。
はじめに、報告事項のア「平成29年度旭川市医療安全支援センターの活動状況について」説明願います。
- 保健所 資料に基づき「平成29年度旭川市医療安全支援センターの活動状況について」を説明。
- 議長 ただいまの説明について、御意見・御質問等がありますか。
- 委員 相談受付件数が増加していますが、これは延べ件数ですか。
- 保健所 この件数は、最初に受付した時点で1件とし、その後継続して再相談があった場合は最初の1件に含めて出した件数です。

委員 再相談の中でも、同じ方が何回も相談していると理解してよろしいですか。

保健所 そのとおりです。

委員 相談時間404分という最長の方も、何回も相談しているのですか。

保健所 この方は私も対応した事例ですが、回答に納得ができないということで複数回相談がありました。さらに保健所で対応出来ないような、他部署にまたがる相談までも寄せてきたところであり、他部署の回答内容についても保健所に対し苦情を申し立てるといった状況でした。

議長 昨年度相談件数が増えたことについて、以前はインフルエンザの流行に際して件数が増えたように記憶していますが、今回は何か特徴はありますか。

保健所 社会的に関心がある事項よりも、たまたま再相談が多い状況にありました。その内容も多岐に渡り3年から5年前に相談された方から、同じ事案で相談してくるといったこともありました。

議長 他にありますか。なければ次に進みます。

議長 次に報告事項のイ「ピロリ菌検査の導入等について」説明願います。

保健所 資料に基づき「ピロリ菌検査の導入等について」を説明。

議長 ただいまの説明について、御意見、御質問はありませんか。

委員 旭川市はどの程度受診対象者がいて、そのうちどの位の割合の方が受診されると想定していますか。

保健所 想定人数について、平成30年度に20歳となる方が市内で2,800人ほどいらっしゃいます。そのうち10月から実施となりますので半数の1,400人を受診対象者とし、そのうち10%の方が受診されるということで受診者を140名ということで考えています。

議長 医師会としては、もっと多くの方に受診して頂き、ピロリ菌を早く見つけて除菌してほしいと思います。
現在、子供でピロリ菌の陽性率は10%以下で以前と比較するとかなり減少していますので、検査をしても陰性となる方が多いと思います。ただ、母親から子供に感染するルートもあることから、親の世代を除菌すれば次の世代の感染も減少します

ので、20歳という若い時期に除菌してほしいと思います。

資料では、保健所と国民健康保険課で対象者が分かれるようですが、保健所は20歳の方を主体としているということですね。

保健所

保健所は20歳の方を対象としています。国民健康保険課については特定健診のオプションとして対応することになります。

議長

他にありますか。なければ次に進みます。

議長

次に報告事項のウ「感染症の発生状況について」説明願います。

保健所

資料に基づき「感染症の発生状況について」を説明。

議長

ただいまの説明について、御意見、御質問はありませんか。

委員

保健所でHIVや梅毒の無料検査を実施していますが、いまいち知名度が低いのではないのでしょうか。届け出がされている人数はこの程度かもしれませんが、実際にはこの人数の数倍と言われていますので、広報活動等を今一度見直しをした方がよいのではないかと思います。

保健所

広報活動につきましては、より周知できるよう検討していきたいと思えます。

議長

性感染症は学校教育で教えていくのも大事だと思います。教科書にも記載があるらしいのですが、どの程度伝わっているのか。また、性教育や性感染症は教育の場では難しい部分もあるようですが、そういったところをもっと進んでいけば良いと思えます。

他にありますか。なければ次に進みます。

議長

次に報告事項のエ「青・壮年期層の市民に対する健康づくり事業について（健康づくりプラス1推進事業）」について説明願います。

保健所

資料に基づき「青・壮年期層の市民に対する健康づくり事業について（健康づくりプラス1推進事業）」を説明。

議長

ただいまの説明について、御意見、御質問はありませんか。

委員

資料7の別紙1・別紙2の卒煙コンテスト開催の支援、ということでお聞きします。政府では改正健康増進法が成立しましたが、これに関わって旭川市内でどの程度の企業が禁煙の対象になるのでしょうか、また保健所としてどのような取組を考えているのかお伺いします。

保健所

この件の担当課は健康推進課になりますが、法律は成立したばかりということで、ここでは具体的には申し上げられませんが、今後、どのような取組が必要になるのか、また企業数についてもこれから検討・把握する状況にあります。

また、受動喫煙対策についてもしっかりと進めて参りたいと思います。

委員

分かりました。これからしっかりと把握しながら進めて頂きたいと思います。

本日、この場に来るときに、敷地内禁煙願いますのような表示がなされておりました。ただ、庁舎内に喫煙所がありますが市民からの苦情はありますか。

保健所

健康推進課には、今のところ市民の方から庁舎内の喫煙について、苦情は寄せられておりません。

議長

確かに受動喫煙は無くなってほしいと思います。積極的に進めていくとのことですのでよろしいでしょうか。

他にいかがですか。

この取組は、前回の健康男子プロジェクトのバージョンアップ版ということで期待しております。

議長

次に報告事項のオ「旭川市旅館業法施行条例の一部改正について」説明願います。

保健所

資料に基づき「旭川市旅館業法施行条例の一部改正について」を説明。

議長

ただいまの説明について、御意見、御質問はありませんか。

委員

苦情や通報など事業者への指導や調査ということもあります。それでも改善されない場合に保健所で罰したり警察に通告するといったことは可能なのでしょうか。

保健所

民泊の無許可営業が確認された場合には、法律違反ということで営業は出来なくなります。またケースバイケースではありますが、違反した内容によっては警察と連携を図り、関係法令で罰せられることになると思います。

委員

町内会でもよくゴミ問題が話題になります。民泊の場合ゴミの出し方が守られていないといった問題も出てくると思いますが、その場合、所管する機関が対応するという事は、地域の住民がそのような機関に訴えることになるのでしょうか。

保健所

資料8の別紙のとおり、苦情・通報の内容に応じて所管する機関が事業者に対して指導や調査を行うということになります。先ほど指摘頂いた事項につきましても、事業者に直接申し出

でも改善されない場合には、保健所としても関わって改善できるように指導していきますし、直接事業者申し出しにくい場合には、民泊のコールセンターに申し出ただければ、旭川市内であれば保健所に内容が伝達されますので、北海道と連携しながら事業者改善を指導していきたいと思っております。

議長

ルールとしては決まっていますが、現実として制度が運用されてからでないといけない部分もありそうですね。

保健所

強制力はあるのかということですが、我々も法律の範囲内で改善されるよう指導していくことを考えております。また事業者自身の責任も大きいと思っておりますので、より良い運営がなされるよう指導していきたいと思っております。

議長

今回新しい委員もおりますので、ホテル営業と旅館営業の違い等を説明願いたいのですが。

保健所

法律が改正される前には「ホテル営業」は洋室で10室以上「旅館営業」は5室以上との基準がありました。今回は「旅館・ホテル営業」に統合になり最低室数要件が無くなり1室から営業することが可能となっております。

議長

高級旅館では少ない部屋数で営業する場合もあるようです。「ホテル営業」と「旅館営業」が一つになることなど、旅館業法の改正に関連して市の条例も改正したということとなります。

他にありますか。なければ次に進みます。

議長

次に報告事項の力「平成29年度旭川市食品衛生監視指導計画実施結果について」説明願います。

保健所

資料に基づき「平成29年度旭川市食品衛生監視指導計画実施結果について」を説明。

議長

資料9の別紙に患者数が11名の事例がありますが、原因食品や原因施設も不明なのですか。

保健所

そのとおりです。食中毒における調査は、疫学調査といって患者から症状の聞き取りや食品の状況、便の検査や店舗の調査など総合して、その施設が原因施設だと断定出来た場合のみ行政処分を行っています。

従って非常に疑わしい場合であっても、因果関係がはっきりしない場合には、行政処分には至らないこととなります。

議長

報道機関に公表する基準はありますか。

保健所

旭川市で要綱を定めており、原因施設が特定されて営業停止処分となった場合に被害の拡大防止を図る観点から、店舗名等の公表を行っています。

なお、アニサキスについては、家庭で摂取する場合がありますので、その場合には個人情報の観点から公表の対象にはなりません。

ただ、昨年度はアニサキスに関する食中毒の発生件数が多かったために広報誌に啓発記事を掲載しています。今後についても周知方法を検討してまいります。

委員

アニサキスが非常に多いのですが、医師から保健所への報告件数が増えたために、これだけ件数が増えていることも想定されます。

今年は生かつおに付いているために、本州の一部のスーパーでは生かつおを出さない店舗もあるようです

議長

他にありますか。なければ次に進みます。

議長

次に報告事項のキ「食肉検査の実施状況について」説明願います。

保健所

資料に基づき「食肉検査の実施状況について」を説明。

議長

ただいまの説明について、御意見、御質問はありませんか。

委員

8万8千頭の検査をするのに、人員は充足しているのでしょうか。

保健所

正職員以外に非常勤嘱託職員が若干名おります。基本的には充足しています。

議長

食肉処理場の人数はどの程度いらっしゃるのですか。

保健所

申し訳ありませんが具体的には把握しておりません。

委員

全部廃棄や一部廃棄ということで相当な数が廃棄されていますが、廃棄方法はどのように実施するのですか

保健所

レンダリングという加熱処理がされて肥料等になります。

委員

加熱処理はどこでされていますか。

保健所

化製場という施設で行われています。

委員

以前狂牛病が話題になった時に、処理方法について相当問題になったようですが、この頭数では通常の処理方法で処理が出来るということですか。

保健所 そのとおりです。なおBSE（狂牛病）については、日本は清浄国となりましたが、原因となるタンパク質が多く含まれる脳や脊髄については、現在でも食用にならずに処理されています。

議長 他にいかがですか。ないようでしたら以上をもって報告事項を終わります。

(5)その他
議長 次に議事（5）のその他で保健所から何かありますか。

保健所 先ほどの旅館業法施行条例の一部改正について補足いたします。まずルール違反されている事業者に対しての罰則等についてですが、無許可営業者に対する規制の強化ということで、都道府県知事による報告、聴取及び立入検査の権限規定が盛り込まれており、無許可営業者に対する罰金の上限額が3万円から100万円に、旅館業法に違反した場合の罰金の上限額も2万円から50万円に引き上げるといった法律の改正内容となっています。

その他、旅館業の欠格要件の中に暴力団排除規定を追加しています。

議長 ありがとうございます。
全体を通じて委員の方々から何かありますか。

委員 ゴミの問題ですが、旭川市の場合には8種類程度に分別しておりますが、東京都の場合には焼却炉の能力が高いのでそれほど分別をしなくても良いようです。

旭川市は焼却炉の関係で分別の種類が多いのでしょうか。分かれば回答頂きたいのですが。

保健所 ゴミの関係は環境部が所管しますので、ここでは説明できないのですが。

委員 分かりました。もし分かればということでお聞きしました。

議長 他の委員の方から何かありますか。
特にないようですので、以上をもちまして、本日の議事を終了いたします。

保健所 会長には、議長役をお務めいただき、ありがとうございました。本日は長時間にわたり御協議いただき、誠にありがとうございました。

本日の会議につきましては、先ほど説明差し上げましたとおり、事務局で会議録を作成し郵送いたします。委員の皆様は御確認いただきたいと存じますのでよろしくお願いいたします。

それでは、これもちまして、平成30年度第1回旭川市保健所運営協議会を閉会いたします。